

小型まき網漁業の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	漁業者 の数	漁業を営む者 の資格	許可又は起業の認可を 申請すべき期間
しいらまき網	[点の位置] 基点甲 大山岬突端 点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通 した線と神の峰頂上から磁針方位 188度0分の線（大山岬突端から磁 針方位180度0分の線）との交点 [区域] 基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁 針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多 郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0 分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メー トル以内の海域を除く。	3月1日 から同月 31日まで 及び12月 1日から 同月31日 まで	定めなし	5トン未満	10	定めなし	令和8年9月25日から 同年10月24日まで
	高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の 線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方 位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000メートル以内の海域を除く。	3月1日 から12月 31日まで					